

基金拠出型医療法人を新設する場合のポイント

基金拠出型医療法人②

松田 紘一郎税理士・公認会計士事務所 所長 松田 紘一郎

前回の「基金拠出型医療法人のメリット・デメリット」に引き続き、今回は、基金拠出型医療法人の新設について、4項目に分けて説明します。

設立の手続き

基金型（基金を利用しない場合も同じ）の設立要件は、社員（持分なし）3人以上、理事3人以上（診療所一力所のみ開設法人は、2人でも可）うち、理事長1人で、原則として、医師または歯科医師で、監事は1人以上を整え、その人々を中心とした設立発起人により、設立総会を開催し、定款の認可変更等を次の手順で進めることがあります。

【募集手続きの主な手順】

①設立総会で基金制度導入

設立に際しては、表のよ

うに基金を引き受ける者の募集に関する事項および返還に関する規定を設ける必要があります。
基金拠出型医療法人は、出資持分はありませんが、役員等の非同族化などの公的必要な要件が求められておらず、株式会社と同様の税率

金として拠出するもののない場合、譲渡所得の基準となる資産（土地・建物等）がある場合、譲渡人の鑑定（時価）による拠出となります。したがって、拠出時に譲渡所得税が課されます。

法人税制

医療法人社団〇〇会定款	
(第1章、第2章 省略)	
第3章 基金	
第〇条 本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。	
第〇条 本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。	
第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。	
2 本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。	
(1) 基金（代替基金を含む。）	
(2) 資本剰余金	
(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額	
3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。	
4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。	
5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。	
6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。	
第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。	
第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。	
2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。	
(第4章以降省略)	